

武蔵野市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月9日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

武蔵野市障害者福祉センター条例（平成28年12月武蔵野市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(利用料金等)</p> <p>第10条 第2条第2号に掲げる事業を利用する者のうち、支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は、その利用に係る料金（法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を除く。以下「利用料金」という。）及び特定費用を、指定管理者に支払わなければならない。</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第10条 第2条第2号に掲げる事業を利用する者のうち、支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は、その利用に係る料金（法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を除く。以下「利用料金」という。）及び特定費用を、指定管理者に支払わなければならない。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>2 利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該機能訓練、作業訓練又は生活訓練に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に機能訓練、作業訓練又は生活訓練に要した費用の額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ</p>	<p>2 利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該機能訓練、作業訓練又は生活訓練に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に機能訓練、作業訓練又は生活訓練に要した費用の額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の</p>	<p>字句の改正</p>

市長の承認を得て定めるものとする。 3 及び 4 (略)	承認を得て定めるものとする。 3 及び 4 (略)	
---------------------------------	------------------------------	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。